

## 資料

## 共に生きる社会を。真の友好を求めて——指紋押捺拒否の思い

東京 蔡和美（中国 台湾省）

—

物心ついたころ、母や近所のおばさんたちのちょっと荒々しげな台湾語まじりのおしゃべりが耳に入りました。隣りのおばあちゃんは、纏足した小さな足を器用に動かして、まるで小鳥のような格好で歩いていました。

つい数年前から、異人館で一躍有名になった神戸の北野に生まれ育った私は、まわりに中国人だけではなく、様々な国の、いろんな顔をした人々が住んでいることを、ごくあたりまえのことと思っていました。インド人の女の人のサリーのきれいだったこと。黒い肌の子や白い肌の子もたちもよくみかけました。言葉を交したり、一緒に遊んだりすることはなかったけれど、自分は中国人で、ここが日本であること、色々な人が暮らしていることに何の違和感も持たずにきました。最近になって、多くの日本人が、日本に住んでいるのは日本人なのがあたりまえで、ずっとここで暮らして行くな、日本人になったほうがいいと、何の悪意もなく、むしろ親切心で思ってくれることに、改めて驚いたのです。

東京に引越して来てしばらくして、始めて外国人登録を自分自身でしたのは、中学2年の時、杉並区役所ででした。どこか片隅で、左手人指し指にベツトリと黒インクをつけられ、グルッと回転させて指紋を取られた記憶は、もう随分と薄らいでしまっています。それよりも、3年ごと（今は5年ごと）の登録証の切り替えのたびに貼られていく自分の写真がずらっと並んだ登録原票——写真の下には黒々と指紋がいくつも並んでいる——が、ある時カウンター越しにチラッと見えた時の

（原票は本人にも見せてはならないとなっている）  
何とも言えないイヤな気持ちを、はっきりと思いつくし。

「どうしてこんなことをしなければならないんだろう」と思いつつも、私が身につけていた民族意識からか、「外国人は日本人とは別扱いをされても仕方がないんだ」と納得させていました。初めて日本の学校に入った転校生を暖かく迎え入れてくれた友達に、「私は中国人です」と堂々と言え、たし、「中国人なのだからちゃんとしていなければ、私を通して中国人全体が評価される」という、どこか肩に力が入った気持ちをずっと持ってきたような気がします。「外国人登録法」がどんな背景と意図を持って作られたのか、それが在日外国人の人権とくらしを、どんなに踏みじり、がんじがらめにしているかには思い及ばずにいたのです。

私のように子どもの頃、周囲の日本人からバカにされたり、いじめられたりした体験のほどではない者は、在日中国人の中でも極めてまれのはずです。日本人の朝鮮人・中国人を始めアジア人蔑視の思想が、どれほど根深いものであるかは、後でまた触れますが、そうした「差別」によって、自分の国・民族を意識していく——否定的に——同胞が、圧倒的に多いのが現実です。一方で差別的・排外的意識が脈々と受け継がれ、再生産され、他方では、就職差別・入居差別・社会保障等様々な形での社会的な差別が私たちの前には立ちはだかってくるのです。公立小学校の教師になりたいと思いながら、「日本国籍を有する者」という国籍条項のある教員採用試験に挑むことは、当時の私には、とても考えられないことでした。こうして、差別と向き合わず、あきらめ、何とか生活の

安寧を計ろうとしてきました。

## 二

現在、日本に住む約84万人の在日外国人のうち、約68万人が韓国・朝鮮人、約7万人が中国人、合わせて90パーセントにのびります。言うまでもなく日本における在日外国人の問題で、他の国々と決定的に違うのは、日清戦争・日韓併合以後の日本帝国主義の中国・朝鮮侵略によって、「在日」を余儀なくされた朝鮮人・中国人が大半を占めることです。

私たちの父母・祖父母たち一世の多くは、強制的に、あるいは生きる術を失って、やむなく日本に渡り、様々な迫害・差別の中で生きてきました。朝鮮での強制連行に動員された日本人が、当時をふりかえって、「あの時は朝鮮人を人間だと思っていなかったです。人間だと思ったら、あんなことは出来ません」と語ったのを聞いた時、改めてショックでした。関東大震災の時、「15円50銭」が正確に発音出来ずに、朝鮮人・中国人であることがわかると、その場で、軍隊や警察、「善良な一般の民衆」の手で数千人が虐殺されたのです。

そして今でも、本名を名乗れず、自分が朝鮮人・中国人であることを隠して生きなければならない同胞が圧倒的に多い現実。本名を名乗ったら、いじめられる、就職も入居も断られる、商売にも差障るのです。近所の小学校に入学した私の娘が「ヘンな名前」だとはやし立てられ、「なんで中国人が日本にいるんだ!」「中国人は中国に帰ればいい!」といじめられて、「名札をつけて学校へ行くのがイヤだ」と泣いた時、本当に切なく、憤りをどこにぶつけたらいいのかわかりませんでした。そして相談にいった教師は、「同じに扱っているのですが……」と、恐らく無意識的に、問題の本質を見ようとしない風でした。

侵略の歴史の中で、日本人の心の奥深くまで浸透してしまった、差別的・排外的な思想は、それ

を日本人一人ひとりが自覚し、打ち砕いていかない限り、拭い去ることはできないでしょう。

## 三

「外国人登録法」（以下「外登法」）がどんなものであるかを知っている日本人は少ないと思います。現行「外登法」の前身である「外国人登録令」は、1947年5月2日、日本国憲法が公布される前日、最後の勅令として制定されました。その後、1952年4月28日、サンフランシスコ条約発効により、日本が主権を取りもどすと同時に、「外登法」となり、「指紋押捺制度」が導入されます。すなわち、植民地として、命を奪い、国を奪い、言葉や名前を奪った朝鮮人・中国人に対して、今度はまた一方的に「外国人」と規定し、日本国民に与えられた様々な権利の対象から除外したのでした。「外登法」は、在日外国人の管理を目的として作られ、今では1年以上日本に在留する16歳以上の外国人は、自治体窓口において外国人登録をする際に、「外国人登録証」「外国人登録原票」「指紋原紙」に、指紋を押捺しなければならないとなっています。そして、「登録証」は、本人がいつ、どこに行く時にも持ち歩かなければならず（常時携帯義務、提示義務）、それらに違反すると「一年以下の懲役若しくは禁固又は20万円以下の罰金」という重罰制度を定めているのです。これらは、日本人の場合の住民登録とは、決定的に違ってきます。

その当時、日本人からも任意で指紋を採取する動きが進められていました。1949年の国会で、「国民指紋法」構想が論議され、時の警視総監が、指紋採取第一号となって、一般の協力を求めました。しかし、反発が強く結局法制化には至らず、立場の弱い外国人にだけそれを課したのでした。

さらにさかのぼると、一般の人から指紋を取る制度は、日本が中国侵略を押し進めて行く上で、偽「満州国」において、520万人分も採取したと

いう歴史があります。戦後の指紋押捺制度導入は、こうした流れを引きついだものと言えるでしょう。

それに対し、民族団体を始めとして、朝鮮人・中国人は激しい反対運動を起こし、実施は3年後の1955年に引き延ばされました。それでも第一回の施行日には、263人が、押捺を拒否したのでした。

また、その年の秋、中国商品展覧会の中国側要員が指紋不押捺のまま帰国（当時は60日以上滞留者が対象）、その後も、日中間で大きな障害となり、日本政府はやむなく、1年未満の者には免除するとの法改正を行ないました。

こうした朝鮮人・中国人の抗議・抵抗に呼応する日本人の運動は起こらず、押捺拒否者を、力づくで押さえこんだのでした。

#### 四

1980年9月、東京・新宿区の韓宗碩さんが、「指紋押捺は屈辱の烙印」だとして、たった一人の反乱を起こしました。以後、全国で二人、三人と拒否者がふえ、「外登法」が在日外国人の人権を踏みにじり、差別的・排外的なものであるとして、各地で「指紋押捺拒否」の闘いが繰り広げられました。政府・法務省は、こうした抗議の声をかわすべく、1982年、登録の年齢を14歳から16歳に、3年おきだった切り替えを5年おきにただけで、違反した場合の罰金を3万円から一挙に20万円に引き上げるという、全く欺瞞的な「改正」を行ないました。そのため、大量切り替えの時期は、2年先の1985年となり、この年、37万人もの在日韓国・朝鮮人・中国人が、再び「指紋の押捺」を強要されたのです。

その前年の9月、34人の在日二世・三世の韓国・朝鮮人を中心に「指紋押捺拒否予定者会議」が結成され、「私たちの日常の生活は、就職差別などに加え、外国人登録制度による威圧に脅やかされています。つねに登録証を携帯しなければならず、

その圧迫感は筆舌に尽くせないものがあります。そのうえ、登録の切替えのたびに指紋の押捺を強いられています。これらは、私たちに対する日本社会の差別・抑圧を象徴するものです。……今こそ、私たちはこの30年来の“遺物”をきっぱりと清算したいと思います。“屈辱”よりも“民族的・人間的誇り”を尊重したいがゆえに、次回の登録切替時には指紋押捺を拒否せざるをえないとの重大な決意をここに表明します」と高らかに宣言。10月には、在日本大韓民国居留民団婦人会・青年会が、外登法改正に向け、指紋押捺「拒否」をもって闘うことを決議。在日朝鮮人総連合会も、30万人の署名活動をくり広げ、陳情、請願をくり返して法改正を訴えました。また、留日華僑代表会議も要望書を出し、反対を表明しました。

こうした運動の盛り上がりに対し、政府・法務省は、1982年10月以後の拒否者に対する再入国不許可の制裁に飽き足らず、5月2日、大阪では抗議デモの参加者2名を逮捕。5月8日、川崎の李相鎬さんを自治体の告発がないままに逮捕。さらに5月14日、7月からの大量切り替え期を何とか乗り切ろうと、これまでの回転指紋を平面指紋に、黒インクを無色の薬液に変える一方、「外登法」にも規定のない、拒否者への「外登証」の不発行、「登録済証明書」（日本人の住民票に当たるもの）の発行制限、そして地方自治を脅かす、自治体への告発強要などを内容とした「5・14通達」を出して、拒否者への弾圧を強めてきました。これは、在日外国人の生活権をいとも簡単に握りつぶすことが出来るという侵略思想そのものを示したものであり、一片の「通達」が「法」以上の力をもつなど、政府が自ら主張している「法治国家」を否定するものでさえあるのです。

指紋押捺制度の欺瞞性が次々と明らかになり、その本質が見えてくる中で、私にとっても、「指紋」の問題は、在日中国人として生きて行く上で、避けては通れないものとなりました。もうすぐ16

歳になる娘のことを考えるとなお切実でした。子どもたちには、決して指紋を押させたくない。私たちの親がしてきたように、「仕方がないのだ」とは言いたくない。

6月8日、友人や「指紋押捺に反対し、外国人登録法の改正を求める北区の会」の人たち、三十数人が支援にかけつけてくれた中、北区役所・外国人登録窓口において、生まれて初めての「指紋押捺拒否」をしました。「なぜ指紋を押さなければならないのですか？」という私の問に対して、担当の職員は、「法律に定められているから」としか答えてくれませんでした。法務省が繰り返し主張している「指紋による同一人性の確認」など、全く行なっていないこと、区役所で保管する「外国人登録原票」は、今まで警察が自由に閲覧し、採られた指紋がもっぱら治安管理的に利用されていたことは、現場の職員が一番よく知っているはずです。毎日毎日、登録に来た「在日」の人たちに「指紋を押させていることをどう思っているのか、私たちがどんな気持ちで、それに応じているのか考えてもらいたい」と訴えました。

押捺制度が不当だと思いながらも、「拒否」を決心するまでには、随分迷いました。警察権力と対峙する恐怖感、商売に差障らないだろうか、子どもたちに圧力がかけられはしないか、隣近所の人たちはどう思うだろう……。でも、拒否をした後のさわやかさは何とも言えないものでした。もやもやしたものが吹っ切れ、ありのままの自分になれるような気がしたのでした。

大量切り替え期に入った7月から、韓国人青年による1ヵ月半に及ぶ全国リレーハンスト、九州から東京までの全国キャラバン、連日の自治体交渉、そして個別訪問や窓口での「拒否・留保」の説得……等々、文字通り身を挺しての運動が繰り返されました。これらは、それまで、屈辱と差別に甘んじて来た人々の良心を呼びさまし、「拒否」の闘いは、燎原の火の如く全国に燃え広が

りました。

1985年末までに、のべ1万6千人以上の人々が、「拒否」「留保」という形で直接的に抗議の意思表示をしました。また、これら「拒否」の闘いに啓発され、「外登法」「指紋押捺制度」の問題を、日本社会のあり方の根幹にかかわるものとして、日本人自らの問題ととらえて行動を起こした日本人、運動体が各地に生まれています。指紋押捺拒否の闘いは、私たちが在日外国人にとっては、自らをとりもどす闘いであり、日本人にとっては、民族差別の現実と、それを生み出し許容している日本人自身の生き方を問うものであるのではないのでしょうか。

## 五

「日本の法治体制に対して外国人になめられている。これ私個人の考えですけれどそういう気がしてならない。やはり日本に居住したいと思えば、法律が現存する以上守ってもらわなければならない。そういう体制がいやであれば自分の国にお帰りになればいいわけですね。また、日本で生まれ、日本人と同じように育っているという方は日本に帰化すればいいんです」

これは李相鎬さん逮捕直後の5月10日、TVニュースでの大阪府警富田外事課長の発言です。それに対して、過半数が「よくぞ言った」という反応を寄せたといいます。李さんのもとに送られた60数通にのぼる脅迫状も、大半が「イヤなら帰れ！さもなければ帰化しろ！」という同じトーンです。

私自身も、押捺制度反対の署名を近所の方にお願ひして回った時、「人の国に来て勝手なことをしてけしからん」と面と向かって言われたりしました。悔しくて、悲しくて後の言葉を続けられませんでした。日本の侵略の結果として「在日」があることを繰り返すまでもなく、私たちは、生活の基盤を丸ごと日本に置いています。他の場所に移り住むことは、日本人がそうであるのと全く同

じに、容易なことではありません。日本に住む一人の人間として、自分たちの生きる権利を奪う、不当な抑圧に対して、“不<sup>フ</sup>（＝イヤ！）”というはいけないのでしょうか。

もうの一つ、「帰化すれば？」というのもよく言われることです。「何もそんなにこだわらなくていいんじゃない？」と。日本における帰化制度が、財産状況、納税状況をはじめ、思想信条の調査、前科のある無しから交通違反の有無までを調べあげ、日本名を名乗るか否かを踏み絵とした民族性をためす行政指導までであるという、全く差別的な、人間性を否定したものであることは、あまり知られていないでしょう。一方で酷い差別をしておいて、おとなしく言うことを聞く者には、ほんの少しの恩恵を与えてやろうという、そんな卑怯なやり方を認めることができるのでしょうか。こうした「同化」「排外」の思想は、一人ひとりの違いを認めない、人間を人間として尊重しない考え方そのものであり、こうした社会がどんな方向に向かっているかは、火を見るよりも明らかです。指紋押捺拒否裁判の中で、亀井元登録課長が、「日本国民と外国人の違いは、国家に対する忠誠の質の違い、一番簡単に言えば、（国家の）危急存亡の時に鉄砲を持つこと」だと証言しました。

指紋押捺拒否の闘いが、かつてない規模で発展した1985年、首相による靖国神社公式参拝が強行され、防衛費のG N P 1 % 枠突破、「国家機密（スパイ防止）法」、「日の丸・君が代」文部省通達など、人々を管理・統制し、国家主義化を計る動きが一挙に進められています。大量切り替え期を“乗り切った”として、秋以後には拒否して1年未満の者を次々に逮捕（それまでは3年時効説をもって逮捕してきた）、さらに、特別在留資格者（永住許可を持たない者）の在留期間短縮在留許可を取り消す（＝国外追放）という生活権を奪う暴挙にまで出て来ました。

私は、この闘いを通して、私たちが日本の社会で置かれている位置が、よりはっきりと見えてきたと同時に、日本人との真の友好関係、“共に生きる”ことの出来る社会を作りたいという願いを改めて強くしました。それは、一人ひとりの足元からやって行くしかありません。

かつて保母をしていた頃、卒園して行く子どもたちに書き贈った  
“ちゅうごくじんのわたしと、にほんじんのみんなが、もっともとなかよしになれるように、がんばっていきましょうね”  
という思いを、私のつたない文章を読んで下さった皆さんと共にし、闘いの輪をさらに強め、広めてゆきたいと思います。

（『日本の教育 1986』現代書館より転載）